

証券コード 8119
(発送日)2023年6月14日
(電子提供措置の開始日)2023年6月6日

株 主 各 位

東京都台東区寿四丁目1番2号
株式会社三栄コーポレーション
代表取締役 水 越 雅 己
社 長

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sanyecorp.com/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



また、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「三栄コーポレーション」または「コード」に当社証券コード「8119」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使方法のご案内」(4頁)に従いまして、2023年6月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面(郵送)による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階 北斎
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第74期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 監査等委員でない取締役4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - (5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ② 連結株主資本等変動計算書
 - ③ 連結注記表
 - ④ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

1. 株主総会ライブ中継について

- ・ 当社の株主総会の模様はご自宅などでもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ中継を行います。
ライブ中継を通じて議決権行使およびご質問を承ることはできません。郵送・インターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

■ライブ中継

URL : <https://www.net-presentations.com/74/>

ユーザ名 : *****

パスワード : *****

※上記、URLもしくはQRコードよりアクセスいただき、ユーザ名、パスワードを入力してください。

※ライブ中継は2023年6月29日午前9時45分から、株主総会終了時までとなります。

※ライブ中継の録画・撮影や保存、URL・ID・パスワードの外部公開はご遠慮ください。

※ご視聴いただく際の通信費等は株主様のご負担となります。

2. ご来場に際してのお願い

- ・ ご来場の際は、お早めにお越しください。
- ・ 大きなお荷物(キャリーバッグなど)をお持ちの方は、会場受付付近のクロークをご利用ください。
- ・ 当日のご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、当日のご出席は議決権を有する株主様ご本人または代理人(議決権を有する株主様)の方1名に限ります。
- ・ カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。
- ・ ご出席いただいた株主様にお土産をご用意しております。なお、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご出席の株主様一人に対し1つとさせていただきますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

3. 議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。議決権行使は、以下の3つの方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使をお願いいたします。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※代理人としてご出席いただける方は、議決権を有する株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会開催日時・会場

2023年6月29日（木曜日）
午前10時

第一ホテル両国
5階 北斎

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

受付開始予定時刻：午前9時

株主総会にご出席いただけない株主様

郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

※各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いします。

インターネットで議決権を行使される場合



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードをご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

※行使期限後に到着する議決権行使書が多数ございます。お早目にご投函くださいますようお願いいたします。

こちらに議案の賛否をご記入ください。
●賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
●否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分受付分まで

詳細は5～6頁をご覧ください。

議決権行使書

〇〇〇〇

御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇

株主番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	議決権の数	XX 股

(切取線)

- _____
- _____
- _____
- _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

同封
見本

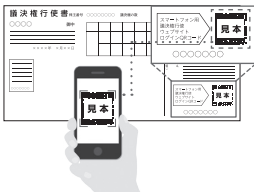
〇〇〇〇〇〇


◆インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。スマートフォン・タブレット端末やパソコンでご利用いただけます。携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。


議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

(1)スマートフォンでの議決権行使の手順

①  議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

②  表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

③  画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④  確認画面で問題がなければ「この内容で行使する」ボタンを押して議決権行使完了！

議決権再行使のお手続き方法について

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(2)パソコンでの議決権行使の手順

1

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトの利用にはインターネット環境が必要です。
- 本サイトの利用には最新のブラウザが必要です。
- 本サイトの利用には最新のセキュリティソフトが必要です。
- 本サイトの利用には最新のOSが必要です。

次へ進む

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセス!

2

*** ログイン ***

●本サイトの利用には最新のブラウザが必要です。

議決権行使コード

ログイン 閉じる

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック!

3

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

●本サイトの利用には最新のブラウザが必要です。

新しいパスワード

確認用のパスワード

登録

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力の上、「新しいパスワード」を設定し、「登録」をクリック!

▶▶ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご留意事項

- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

[内外環境]

当連結会計年度におけるわが国経済は、長引くコロナ禍からWithコロナの新たな段階への移行が進む中、徐々に正常化に向かいました。年度後半にはインバウンド需要も戻りはじめ、個人消費は緩やかな回復基調を維持しました。一方で、長期化するウクライナ情勢、原材料・資源価格の上昇、為替相場的大幅な変動や、これらに端を発した世界的な物価高など、当社を取巻く内外環境には、依然として、様々なリスク要因が残っており、本格的な景気回復にはいまだ道半ばの状況となっています。

[主要施策]

当社グループは、人々の暮らしに寄り添う商品をラインアップし、複数の生活用品カテゴリーによる事業ポートフォリオの最適化に取り組んでいますが、長期に亘るコロナ禍が当社にもたらしたものは、2期連続赤字という重大な経営課題でした。

このため、足元の赤字縮減・脱却を図るべく、Withコロナの状況においても着実に利益を上げられる事業構造への見直し・強化策として、OEM事業においては、サプライチェーン全般におけるローコスト・オペレーションを積極的に推し進め、ブランド事業においても、市場動向・規模に合わせた店舗網にダウンサイズを図るなど、コスト構造の抜本的な見直しによる採算性向上に注力し、一定の成果を出しつつあります。

また、持続的・安定的な成長を取り戻すために、不採算事業の見直しを推し進め、業績回復が見込めない事業については、事業の統廃合を含む抜本的な構造改革に注力してまいりました。

コロナ禍を経て見えてきた、以下の5つの成長ドライバーについては、引き続き中長期的な注力分野として取り組んでまいります。

- ①EC事業の更なる強化
- ②海外現地拠点を活用した海外ビジネスの一層の拡大発展
- ③サプライチェーンコントロールの重要性
- ④新規ブランド開拓による取扱い商品カテゴリーの拡充
- ⑤サステナビリティへの取り組み

[連結業績]

当連結会計年度のOEM事業における売上高は、服飾雑貨事業セグメントの大幅回復を筆頭に、すべての報告セグメントで前期比増加となりました。ブランド事業においても、巣ごもり需要の減退により売り上げが減少した家具家庭用品事業セグメントのネットショップ事業を除いて、前期を上回る売上高となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高につきましては、前期比13.8%増加の386億5千4百万円となりました。利益面につきましては、売上高の増加を主因に、売上総利益は前期比11億8千4百万円増加の94億2千5百万円となりました。営業利益につきましては、売上総利益の増加に加えて、ブランド事業での店舗戦略見直しによる経費削減等により販管費が前期比3千3百万円の増加に抑えられたことから、前期比で11億5千万円増加し、2億3千8百万円の黒字に転じました。経常利益につきましても、急激な円安進行による為替差損の計上があったものの、営業損益の黒字化を主因に、前期比9億1千6百万円増加の2億5千8百万円の黒字となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、家電事業セグメントにおける固定資産の減損損失を計上したことなどから、1億5千8百万円の最終損失となりましたが、前期比では7億8千7百万円の改善となりました。

[セグメント別業績]

(家具家庭用品事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比5.1%増加の220億7千4百万円となりました。OEM事業では、国内外での消費活動の回復を受けて、受注状況が大きく改善し、前期比増加しました。ブランド事業においては、ドイツのテーブルウェアブランド「Villeroy & Boch (ビレロイアンドボッホ)」等を取扱う(株)エッセンコーポレーションの売り上げが前期比増加しましたが、巣ごもり需要の減退により「MINT (ミント)」などの家具・インテリアのネットショップの売り上げが、前期比減少しました。

セグメント利益については、原材料・資源価格上昇等のコスト高の影響があったものの、受注状況改善による売上高の増加を主因として、前期比1億1千5百万円増加の8億6千5百万円となりました。

(服飾雑貨事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比42.4%増加の110億1千6百万円となりました。Withコロナの定着で移動・行動制限の緩和が世界的に大きく進み、インバウンド需要も年度後半から堅調に戻り始めたことから、OEM事業・ブランド事業ともに、外出やトラベル関連の商材の売り上げが大幅に回復しており、前期比増加しました。ブランド事業の内訳としては、ドイツのコンフォートシューズブランド「BIRKENSTOCK (ビルケンシュトック)」等を販売する(株)ベネクシーおよびベルギーのプレミアム・カジュアルバッグブランド「Kipling (キプリング)」を販売する(株)L&Sコーポレーションの売り上げが、消費活動の回復や店舗集約による販売力向上等の効果もあり、前期比で大きく増加しました。

セグメント利益については、売上高の増加およびブランド事業における採算性の向上や在庫水準の適正化を主因に、前期比11億8千4百万円増加と大きく改善し、4億6千万円の黒字回復となりました。

(家電事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比5.3%増加の38億7千万円となりました。OEM事業では、受注が伸び悩み、前期比同水準となりました。ブランド事業においては、理美容家電・調理家電などを取扱う(株)ゼリックコーポレーションの売り上げが、巣ごもり需要の減退や開発遅延により調理家電が苦戦を強いられましたが、ヘアドライヤーを中心に理美容家電の国内向けが伸長したことを主因として、前期比増加しました。

セグメント利益については、原材料価格の高騰や受注減にともなう原価率の上昇もあり、前期比1億1千8百万円減少の3億7千6百万円の損失となりました。

セグメント別売上状況

セグメントの名称	売上高	構成比	前期比
家具家庭用品事業	22,074百万円	57.1%	5.1%
服飾雑貨事業	11,016百万円	28.5%	42.4%
家電事業	3,870百万円	10.0%	5.3%
報告セグメント計	36,961百万円	95.6%	14.0%
その他	1,692百万円	4.4%	8.4%
合計	38,654百万円	100.0%	13.8%

(2) 資金調達の状況

当社グループの主要な資金需要は、棚卸資産の購入のほか、人件費、販売費および一般管理費等の費用ならびに当社グループの設備の新設および改修等に係る投資となります。また、今後、当社グループの新たな収益源となり、企業価値向上に資するとの判断から、M&Aを含む新規事業への投資も資金需要の対象となります。

資金需要の財源といたしましては、営業活動によるキャッシュ・フローおよび自己資金のほか、主要取引銀行から供与された円資金借入枠に基づく借入金となります。なお、当社および国内子会社との間でCMS(キャッシュマネジメントサービス)を導入しており、これにより、各社における余剰資金を当社へ集中し一元管理することで、資金効率の向上に努めています。また、「流動性の確保」「金利上昇リスクのヘッジ」等を目的に社債の発行および長期借入金の実行もしております。

一方、当社では、為替相場変動リスクのヘッジ方法の一貫として、国内OEM取引先との間で商品代金等の決済を米ドル建てで行う契約を締結しています。このため、短期のつなぎ資金として米ドル資金が必要となりますが、その調達源として、当社では、主要取引銀行との間で中長期多通貨コミットメントラインを締結しております。これにより、今後、本邦において米ドル資金調達リスクが想定外に顕在化した場合でも、米ドル資金の流動性を確保することができます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は1億6千5百万円で、この主たるものは、店舗設備、金型投資および情報システム投資であります。

(4) 対処すべき課題

黒字体質の回復、維持向上のため、当社グループの事業構造や組織体制を抜本的に見直すことで、収益基盤や事業基盤の改善・強化を目指します。具体的な課題としては、次のとおりです。

①グループ事業構造の見直し

本社および内外関係会社それぞれの事業遂行上の役割を見直し、相互の関係強化と事業部制を強化する各種社内横断組織の確立を図り、収益基盤や事業基盤の改善・強化を目指します。

②事業ポートフォリオの見直し

採算性を見極める判断指標としてROICや在庫効率等を導入し、事業の選択と集中を推し進めます。また、環境関連案件を始め今後成長が期待できる案件についても、PDCAサイクルの徹底により収益性を見極めること、さらに、新たなビジネスチャンスへの積極的な取組みにより、足元は元より将来も見据えた収益基盤の改善・強化を図ります。

③コスト構造の見直し

グローバルサプライチェーンの最適化による販管費の低減に加えて、グループ内業務の標準化と集約による効率化（コモンキッチン化）により、当社グループ全体のコスト低減を目指すことで、収益基盤の改善・強化に努めます。

④人的資本経営の推進

当社は、貿易を祖業とし、世界の様々な国に拠点を構えて事業を展開しており、これまでも、多様な価値観を理解・尊重し、認め合い、協力し合うことで、グループ全体の総合人材力を最大限に引き出して、企業価値を高めることに努めてきていますが、改めて、人材を利益を生む力と捉え、経営戦略に呼応した人材の採用や育成などを推し進めることで、事業基盤の改善・強化を目指します。

⑤働き方改革を推進する為の社内環境の整備

ワークライフバランスの推進など、従業員一人ひとりが生き活きとその能力を最大限に発揮できる安全で健康的な就労環境を確保し、心身ともに社員の健康増進を図ることができれば、自ずと企業の生産性向上に繋がるものと考えており、従来以上に、柔軟な働き方の整備を推進すると共に、待遇・福利厚生の実充や、グループ内人事交流の活性化などを通じて、事業基盤の改善・強化に努めます。

⑥内部管理体制の高度化

より迅速かつ果敢な意思決定を可能とする決裁権限体系の見直しや権限委譲をさらに推し進め、攻めのガバナンス体制の強化を行うとともに、内部統制システムの高度化を図ることにより守りのガバナンス体制を強化することで、事業基盤の改善・強化に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第71期	2020年度 第72期	2021年度 第73期	2022年度 第74期 (当連結会計年度)
売 上 高	41,217百万円	33,050百万円	33,976百万円	38,654百万円
経常利益又は 経常損失(△)	1,342百万円	△446百万円	△657百万円	258百万円
親会社株主に帰 属する当期純利 益又は親会社株 主に帰属する当 期純損失(△)	191百万円	△717百万円	△945百万円	△158百万円
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△)	81.47円	△303.25円	△398.03円	△66.21円
総 資 産	22,193百万円	24,055百万円	20,782百万円	19,652百万円
純 資 産	11,417百万円	11,351百万円	10,104百万円	10,197百万円
1株当たり 純 資 産	4,792.88円	4,747.70円	4,202.56円	4,217.42円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式数により算出しております。
なお、自己株式数を除いて算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第71期	2020年度 第72期	2021年度 第73期	2022年度 第74期 (当事業年度)
売 上 高	23,837百万円	20,310百万円	15,099百万円	15,159百万円
経常利益又は 経常損失(△)	738百万円	△233百万円	△479百万円	125百万円
当期純利益又は 当期純損失(△)	321百万円	△699百万円	△511百万円	132百万円
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△)	136.64円	△295.60円	△215.34円	55.47円
総 資 産	16,027百万円	18,610百万円	15,306百万円	14,392百万円
純 資 産	8,312百万円	8,385百万円	7,223百万円	7,322百万円
1株当たり 純 資 産	3,489.97円	3,510.44円	3,007.54円	3,032.72円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式数により算出しております。
なお、自己株式数を除いて算出しております。

(6) **重要な子会社の状況** (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) ベネクシー	90百万円	100.0%	ドイツのコンフォートシューズの輸入販売、セレクトショップの運営
TRIACE LIMITED (香港)	HK \$ 15,000千	100.0%	生活関連用品の輸出入
三發電器製造廠有限公司 (香港)	HK \$ 25,000千	100.0% (100.0%)	家電OEM製品・ODM製品・自社製品の輸出
SANYEI CORPORATION (MALAYSIA)SDN.BHD. (マレーシア)	MYR 1,000千	100.0% (100.0%)	マットレス等製造・輸出販売
三發電器製品(東莞)有限公司 (中国)	RMB 16,693千	100.0% (100.0%)	家電OEM製品の製造、家電ODM製品・自社製品の開発・製造

(注) 出資比率の()内数字は、子会社が所有する比率であります。

(7) **主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社および子会社18社で構成されており、国内・海外拠点ともに生活用品事業を主たる業としております。

当社グループの営む主要な事業内容は、次のとおりです。

事業	主要な事業内容
家具家庭用品	リビング家具、ダイニング家具の企画・製造・輸出輸入販売 キッチン関連用品、インテリア用品、収納用品等の企画・輸出輸入販売、テーブルウェアの輸入販売
服飾雑貨	服飾雑貨等の企画・輸出輸入販売 ドイツのコンフォートシューズの輸入販売、セレクトショップの運営 ファッションバッグ等の輸入販売
家電	理美容家電、調理家電、家事家電等の企画・輸出輸入販売 OEM製品の製造・輸出、ODM製品・自社製品の開発・製造・輸出
その他	ペットショップの運営、動物病院の運営 輸送資材・生活雑貨等の企画・販売、事務代行業務、リエゾン活動他

(8) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本	店	東京都台東区	
支	社	東京都台東区	
事	業	所	福岡県福岡市

② 子会社

(株)ベネクシー	東京都千代田区、〔店舗〕 全国38か所
(株)ゼリックコーポレーション	東京都台東区
(株)L & S コーポレーション	東京都台東区、〔店舗〕 全国4か所
(株)ペピカ	千葉県市川市、〔店舗〕 首都圏7か所、 〔動物病院〕 千葉県松戸市
(株)リリーベツト	千葉県市川市、〔動物病院〕 埼玉県さいたま市
(株)エッセンコーポレーション	東京都台東区、〔店舗〕 首都圏3か所
(株)サムコ	東京都台東区
三栄興産(株)	東京都台東区
TRIACE LIMITED	香港・九龍、中国・大連市、青島市、上海市、 深圳市
三栄洋行有限公司	香港・九龍
三發電器製造廠有限公司	香港・九龍
三發電器製品(東莞)有限公司	中国・東莞市(工場)
三栄貿易(深圳)有限公司	中国・深圳市、東莞市
三擘国際貿易(上海)有限公司	中国・上海市
台湾三栄貿易股份有限公司	台湾・台北市
SANYEI CORPORATION (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア・クアラルンプール市、 セランゴール州(工場)
TRIACE VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム・ホーチミン市
SANYEI (DEUTSCHLAND) G.m.b.H	ドイツ・デュッセルドルフ市

(注)(株)ゼリックコーポレーションは、2023年4月1日付をもって当社に吸収合併されました。

(9) **従業員の状況** (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
627名	72名(減)

(注) 上記の従業員のほかに、臨時従業員を年間平均348名雇用しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	55名	3名(減)	46歳2か月	15年2か月
女性	48名	2名(減)	38歳3か月	6年9か月
合計	103名	5名(減)	42歳6か月	11年3か月

(注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役1名および国内・海外への出向者21名は含んでおりません。
2. 上記の従業員のほかに、契約社員40名を雇用しております。

(10) **主要な借入先および借入額** (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三菱UFJ銀行	2,987百万円
(株)三井住友銀行	1,150百万円
(株)みずほ銀行	510百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 8,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 2,552,946株 (自己株式162,265株を含む)
 (3) 当事業年度末日の株主数 3,149名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 榮 コ ー ポ レ ー シ ョ ン 取 引 先 持 株 会	142千株	5.94%
(株) 三 菱 U F J 銀 行	114千株	4.78%
東 銀 リ ー ス (株)	111千株	4.66%
S M B C 日 興 証 券 (株)	78千株	3.26%
(株)三 井 住 友 銀 行	63千株	2.64%
三 栄 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	60千株	2.53%
水 谷 裕 之	57千株	2.40%
綜 通 (株)	49千株	2.07%
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	42千株	1.76%
村 瀬 司	41千株	1.75%

- (注) 1. 当社は、自己株式を162,265株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
 2. 持株数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式162,265株を除いて算出しております。また、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
監 査 等 委 員 で ない 取 締 役	6,600株	5名
監 査 等 委 員 である 取 締 役	2,900株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、4.(3)の⑤および4.(3)の⑫に記載しております。

<ご参考> 政策保有株式の保有方針

当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる企業の株式を政策的に取得・保有することを政策保有株式の方針とします。政策保有株式については、株式を安定的に保有することにより取引関係の強化が図られることを通じて、当社の企業価値向上に寄与する場合のほか、発行企業への経営参画を通じた企業価値向上を企図する場合があります。なお、保有による便益や経済合理性あるいは資本効率の観点から、保有の妥当性を総合的に判断するため、毎年、取締役会で個別銘柄毎に定性的・定量的な検証を行います。検証の結果、継続保有に適さないと判断した政策株式については縮減を進めます。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	1名 5個 —	1名 4個 —	1名 4個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	1,000株	800株	800株
権 利 行 使 期 間	2005年7月1日から 2035年6月30日まで	2006年8月2日から 2036年8月1日まで	2007年8月2日から 2037年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 18個 —	3名 29個 —	3名 18個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,600株	5,800株	3,600株
権 利 行 使 期 間	2008年8月2日から 2038年8月1日まで	2009年8月4日から 2039年8月3日まで	2010年8月3日から 2040年8月2日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 19個 —	3名 18個 —	3名 12個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,800株	3,600株	2,400株
権 利 行 使 期 間	2011年8月2日から 2041年8月1日まで	2012年8月2日から 2042年8月1日まで	2013年8月2日から 2043年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 16個 —	4名 15個 —	4名 14個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,200株	3,000株	2,800株
権 利 行 使 期 間	2014年8月4日から 2044年8月3日まで	2015年8月4日から 2045年8月3日まで	2016年8月2日から 2046年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第13回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	5名 14個 2名 4個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,600株
権利行使期間	2017年8月2日から 2047年8月1日まで
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりです。

- ・取締役は当社の取締役退任日の翌日から、10日を経過する日までの期間に限り行使できる。
 - ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
 - ・その他の新株予約権の行使条件については、当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
2. 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行いました。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数は新株予約権1個につき200株となりました。

(2) **当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
小林敬幸	代表取締役会長		
水越雅己	代表取締役社長		
佐野雅彦	専務取締役	営業本部長	(株)L&Sコーポレーション 代表取締役社長
柴田 涉	常務取締役		(株)サムコ 代表取締役社長
高橋哲也	取締役	総務・人事本部長	TRIACE LIMITED 董事長 三擘国際貿易(上海)有限公司 董事長 三栄貿易(深圳)有限公司 董事長 三栄洋行有限公司 董事長 台湾三栄貿易股份有限公司 董事長
清水誠二	取締役 (監査等委員・常勤)		
今井靖容	取締役 (監査等委員)		日本放送協会関連団体事業活動審査委員会委員長
水上洋	取締役 (監査等委員)		エレマテック(株)社外監査役 GMOグローバルサイン・ホールディングス(株) 社外取締役(監査等委員) 中野冷機(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)清水誠二氏は、当社での長年に亘る管理本部長の経験から、財務・会計、コンプライアンス等管理面に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 取締役(監査等委員)今井靖容氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役(監査等委員)水上洋氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、報告の受領や会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
 6. 当社は、取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 7. 当社は、取締役小林敬幸氏、取締役水越雅己氏、取締役佐野雅彦氏、取締役柴田涉氏、取締役高橋哲也氏、取締役清水誠二氏、取締役今井靖容氏、取締役水上洋氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を当社が適当と判断する内容で締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
 8. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各取締役は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の被保険者の範囲は役員等であり被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害(損害賠償金および争訟費用)を補償します。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款の定めに基づき、当社と、取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。

(3) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について、指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

《役員報酬制度》

①役員報酬制度の基本方針

当社の企業理念を實踐できる多様で優秀な人材を確保するために競争力のある報酬水準を目指します。また、透明性や公正性の高い決定プロセスとするため、取締役会は、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定しております。

②監査等委員でない取締役の役職ごとの報酬方針

(i) 社長の固定報酬

基礎報酬に、過年度の支給実績を踏まえた中長期実績見合いを加算して月の固定報酬とします。

(ii) 社長の業績連動報酬

短期の業績連動報酬として、「短期インセンティブ」(後述)で算出した金額を役員賞与とします。

(iii) 社長以外の監査等委員でない取締役の報酬

社長以外の監査等委員でない取締役の報酬については、月額報酬、役員賞与とともに、社長の金額を100%として、その職責に応じた支給割合を乗じた金額を目処としています。ただし、業績連動報酬については、各取締役の賞与査定結果を反映したものとなります。

③方針の決定権限を有する者の名称、権限の内容

役員報酬の方針の決定権限を有する機関は、取締役会です。取締役会は、指名・報酬委員会の意見を踏まえ、役員報酬に関する基本的な考え方や構成、業績連動報酬に係る指標等を決定します。

④役員報酬の決定に関与する委員会

監査等委員でない取締役の報酬は、代表取締役より、指名・報酬委員会に上記の考え方に基づいて算出された個人別の諮問案が提出され、当該諮問案に対する同委員会の答申書等を踏まえて、取締役会で決定されます。

⑤業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払割合の決定方針

取締役の報酬は、基本報酬となる固定月額報酬および単年度の業績連動報酬となる役員賞与に加えて、中長期インセンティブ(株式報酬)として、役位毎に定めた定額の報酬テーブルに見合う特定譲渡制限付株式(RS)の交付制度を採用しております。

なお、各報酬の支給割合は達成した業績および個人評価に応じて決定します。

⑥短期の業績連動報酬に係る指標

短期の業績連動報酬に係る指標は、単年度の連結経常利益とします。なお、短期インセンティブは、単年度の連結経常利益に基づく業績連動報酬が該当し、役員賞与として支給します。

⑦指標を選択した理由

短期の業績連動報酬の指標は、グループ全体の経営成績が反映するよう当該年度の連結経常利益としています。

⑧業績連動報酬の額の決定方法

代表取締役による諮問案に基づき、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申、および監査等委員会の意見を踏まえて取締役会で決定します。

⑨監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行役員である監査等委員でない取締役の基礎報酬から、業務執行責任部分や勤務形態(常勤・非常勤)、社外性相当分を加減した固定月額報酬を原則とします。

手続の概要は以下のとおりです。

代表取締役は、監査等委員会に監査等委員である取締役の月額報酬案を提案します。

監査等委員は、代表取締役から提案された月額報酬案を参考にして、監査等委員である取締役の月額報酬を協議の上、決定し、結果を取締役に報告します。

なお、取締役としての責務に鑑み、中長期インセンティブとして、監査等委員でない取締役と同等の特定譲渡制限付株式 (RS)を交付します。

⑩取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針

取締役に対し報酬等を与える時期は、報酬の種類ごとの目的に応じて定めることとします。

生活基礎給としての基本報酬の支給時期は、毎月の従業員の給与支給日に合わせるものとします。

単年度の業績連動報酬としての役員賞与の支給時期は、原則として毎年1回、当該年度の定時株主総会が終了した日の翌営業日を目処とします。

取締役に対する中長期インセンティブとして、特定譲渡制限付株式 (RS)の交付時期は、特定譲渡制限付株式交付に関する規程に従い、取締役就任後間もない毎年7月20日を目処とします。

⑪最近事業年度における業績連動報酬に係る目標、実績

2022年度期初の業績予想：連結経常利益▲6億円

2022年度連結経常利益 2億円

⑫役員報酬等に関する株主総会決議

監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人部分の給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、監査等委員でない取締役8名です。なお、当該報酬限度額とは別枠として、特定譲渡制限付株式の交付に関しては、当該株式交付のために支給する報酬は金銭債権とし、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当該株式の交付を受けることとなりますが、その金銭債権の総額の上限金額は、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において、年額2千5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、監査等委員でない取締役8名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額4千万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、監査等委員である取締役3名です。なお、監査等委員である取締役に対する特定譲渡制限付株式交付に関しては、監査等委員でない取締役の場合と同様、当該株式交付のために支給する報酬は金銭債権とし、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当該株式の交付を受けることとなりますが、その金銭債権の総額の上限金額は、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において、年額1千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、監査等委員である取締役3名です。

⑬直近年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会、委員会等の活動内容

2022年3月31日、指名・報酬委員会において、代表取締役が策定した報酬案について協議し、取締役会に答申書を提出しました。

2022年4月7日、監査等委員会は、指名・報酬委員会の答申に基づいて協議し、取締役会に意見書を提出しました。

2022年6月29日、取締役会は、指名・報酬委員会の答申書および監査等委員会の意見書を踏まえて、役員報酬を決議しました。

2022年6月29日および2022年8月26日、取締役会は、規定に基づいて、特定譲渡制限付株式交付を決議しました。

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員でない取締役	105	95	—	10	6
監査等委員である取締役	38	33	—	4	3
合 計	144	129	—	14	9

- (注) 1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まれておりません。
2.業績連動報酬等にかかる業績指標およびそれを選択した理由は、4.(3)の⑥および⑦のとおりです。その実績は4.(3)の⑪のとおりです。また当社の業績連動報酬は、4.(3)の②(ii)(iii)のとおりです。
3.非金銭報酬等の内容は、4.(3)の⑤および4.(3)の⑫のとおりです。
4.監査等委員でない取締役の報酬限度額および監査等委員である取締役の報酬限度額は、4.(3)の⑫のとおりです。
5.上記金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	今井靖容	日本放送協会関連団体事業活動 審査委員会委員長	特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	水上 洋	エレマテック(株)社外監査役 GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員) 中野冷機(株)社外取締役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名 地位	出席状況、発言状況 および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
<p>今井靖容 社外取締役 (監査等委員)</p>	<p>今井社外取締役には、取締役会メンバーとして、企業会計・会計監査に関する専門家の視点から、取締役会に上程された事案に対する疑問や質問、問題点の指摘など忌憚のない発言を期待するとともに、他社の社外取締役等として長年企業経営に関与されている経験・知識に基づく経営全般に関する助言等を期待いたしました。今井社外取締役は、当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、たとえば、ブランド販売子会社の屋号変更に関わる業績予想の考え方や後発事象適用の要否、固定資産の減損処理の基本的な考え方など、助言や指導を含む積極的な発言を行いました。また、14回開催された監査等委員会にも全て出席し、当事業年度の監査等委員会重点監査項目とした内部統制体制の整備の重要性に関する発言などのほか、代表取締役との意見交換会においても、中期経営戦略策定時における注意点の一つとして、ステークホルダーからの信頼確保のため、ブランド販売子会社の業績予想の実現可能性を高める必要性の指摘など、社外取締役としての職務を期待通り遂行しました。</p>
<p>水上 洋 社外取締役 (監査等委員)</p>	<p>水上社外取締役には、取締役会メンバーとして、企業法務・リスクマネジメントに関する専門家の観点から、上程された事案に関する疑問や質問、問題点の指摘など忌憚のない発言を期待するとともに、当社以外の数社で社外取締役等として長年企業経営に関与されている経験・知識に基づく経営全般に関する助言等を期待いたしました。水上社外取締役は、当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、たとえば、決裁権限の委譲促進による取締役会の監督機能の強化を促す発言や、取締役会の効率的な運用策として、臨時取締役会の活用や議事録の電子化に関する助言、あるいは、株主総会資料の電子提供制度導入に際し、株主の権利行使の阻害に関する注意喚起を促すなど、助言や指導を含む積極的な発言を行いました。また、14回開催された監査等委員会にも全て出席し、取締役会の実効性評価にあたり、審議事項をより円滑にするための助言のほか、代表取締役との意見交換会においては、中期経営戦略の課題の一つとなる事業ポートフォリオの見直しに関して、EXITルールの整備と運用の再徹底を指摘するなど、社外取締役としての職務を期待通り遂行しました。</p>

③ 社外役員の当事業年度に係る報酬等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
社外取締役 (監査等委員)	21	19	—	2	2

(注)上記金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

<ご参考> 当社社外取締役の独立性判断基準

当社では、以下に掲げる要件を全て満たす場合に、独立性を有すると判断します。

- ・会社法が定める社外取締役の要件を満たすこと。
 - ・東京証券取引所の独立性基準に該当しないこと。
 - ・次に掲げる①から⑩までの要件のいずれにも該当しないこと。
- ①現在および過去10年間に於いて当社または当社グループ各社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員その他部長レベルの重要な使用人等）であった者
 - ②当社の大株主（直接、間接に拘わらず、実質的に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（同上）に該当する者
 - ③主要な取引先（当社の借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先）の業務執行者（同上）に該当する者
 - ④主要な取引先（当社との取引が当社連結売上高あるいは連結収益の2%を超える取引先）の業務執行者（同上）に該当する者
 - ⑤主要な取引先（当社との取引高が当該取引先の年間連結取引高の2%を超える取引先）の業務執行者に該当する者
 - ⑥当社より、役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者に該当する者
 - ⑦当社および当社グループ各社より、年間1,000万円を超える寄付や助成を受けている者あるいは法人の業務執行者（同上）に該当する者
 - ⑧当社および当社グループの会計監査人の代表社員または社員に該当する者
 - ⑨当社の社外役員としての任期が8年を超える者
 - ⑩過去3年間に於いて、上記②～⑧に該当する者あるいはその配偶者を含む二親等以内の親族である者

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査等委員会が会計監査人に対する報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人および社内関係部署からの資料の入手および報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠等について検討した結果、いずれも適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項および第3項の同意をしています。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の運用状況の概要は次のとおりです。

- ①ガバナンス強化の一環として、CGコード83個全ての取組状況をまとめた「CGコード・ガイドライン」をレビューしアップデートを行いました。
- ②業務プロセスの見直しを実施、統制を可能な限りシンプルにすることで効率化を図るため、内部統制文書の標準化を行いました。
- ③従来以上に実効性を上げるため、内部統制委員会の参加メンバーを見直すとともに関係する規定の改定を行いました。
- ④役職員の意識向上を図るため、内部統制に関する社内啓蒙施策を強化しました。
- ⑤経営の効率性向上およびコーポレートガバナンス強化等を推進するため、決裁権限表の見直しを行いました。
- ⑥グローバル管理の一環として、海外関係会社の内部統制文書を含め諸規定の整備や契約書管理マニュアルの導入などを行いました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

①利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。また、将来の事業展開や不測の事態に備えて、内部留保による財務体質の充実に努め、経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する配当につきましては、当社グループの財政状態、今後の業績動向や資金需要などを総合的に判断し決定することとしています。

②配当決定に関する基本方針

当社グループは、『随縁の思想』を企業理念としております。『随縁の思想』とは、縁に随って出会った人々がお互いに助け合うことを大切に考える考え方で、当社創業時からの経営思想でもあります。この企業理念の下、当社との縁を紡がれた株主の皆様への配当は、株主の皆様が安心して当社株式を長期保有していただけるよう、可能な限り継続的に実施することとしています。

なお、剰余金の配当等の決定機関は、定款に定めるとおり取締役会に授権されております。上記を踏まえて、2023年3月期の年間配当は中間配当1株当たり10円と合わせて、20円となりました。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(15,001,180)	流動負債	(5,540,662)
現金及び預金	4,481,380	支払手形及び買掛金	1,817,025
受取手形	36,519	短期借入金	1,742,069
売掛金	4,318,432	リース負債	39,200
契約資産	3,788	未払法人税等	136,628
商品及び製品	5,568,378	契約負債	75,458
仕掛品	33,371	賞与引当金	260,983
原材料及び貯蔵品	165,684	役員賞与引当金	8,327
前渡金	84,323	未払金	768,721
前払費用	156,664	未払費用	326,727
その他の流動資産	159,192	未払消費税等	150,991
貸倒引当金	△6,554	その他の流動負債	214,530
固定資産	(4,651,144)	固定負債	(3,914,026)
有形固定資産	(1,776,332)	社債	1,950,000
建物及び構築物	961,571	長期借入金	1,200,000
機械装置及び運搬具	80,746	リース負債	17,512
工具・器具及び備品	102,317	繰延税金負債	183,003
土地	561,367	再評価に係る繰延税金負債	48,964
リース資産	7,160	退職給付に係る負債	261,394
建設仮勘定	10,742	役員退職慰労引当金	61,570
その他の有形固定資産	52,426	資産除去債務	176,173
無形固定資産	(362,171)	その他の固定負債	15,407
投資その他の資産	(2,512,640)	負債合計	9,454,689
投資有価証券	1,850,314	〔純資産の部〕	
長期貸付金	9,440	株主資本	(8,912,378)
繰延税金資産	63,518	資本金	1,000,914
その他の投資	632,340	資本剰余金	692,170
貸倒引当金	△42,973	利益剰余金	7,541,376
資産合計	19,652,324	自己株式	△322,082
		その他の包括利益累計額	(1,170,125)
		その他有価証券評価差額金	726,039
		繰延ヘッジ損益	△67,160
		土地再評価差額金	110,945
		為替換算調整勘定	400,300
		新株予約権	(72,301)
		非支配株主持分	(42,829)
		純資産合計	10,197,635
		負債純資産合計	19,652,324

連結損益計算書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	38,654,214
売上原価	29,228,255
売上総利益	9,425,958
販売費及び一般管理費	9,187,867
営業利益	238,091
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	69,700
助成金の収入	24,547
その他	38,814
営業外費用	
支払利息	37,188
為替差損	72,160
その他	2,981
経常利益	112,329
特別利益	258,823
固定資産売却益	2,067
投資有価証券売却益	33,003
特別損失	
固定資産売却損	437
固定資産除却損	1,821
減損損失	171,007
税金等調整前当期純利益	173,266
法人税、住民税及び事業税	297,937
法人税等調整額	△22,597
当期純損失	120,627
非支配株主に帰属する当期純利益	154,711
親会社株主に帰属する当期純損失	3,344
	158,056

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(10,248,052)	流動負債	(3,618,186)
現金及び預	1,676,369	買掛金	1,066,487
受取手形	29,736	短期借入金	1,746,838
売掛金	2,400,059	リース負債	874
商	1,174,341	未払金	459,791
未収入金	174,650	未払法人税等	30,661
短期貸付金	9,535,080	契約負債	7,193
前払費用	93,188	未払消費税等	44,692
その他の流動資産	38,990	賞与引当金	109,500
貸倒引当金	△4,874,366	役員賞与引当金	6,900
固定資産	(4,144,891)	デリバティブ負債	58,097
有形固定資産	(962,483)	その他の流動負債	87,150
建物	623,171	固定負債	(3,452,195)
構築物	6,066	社債	1,950,000
機械及び装置	278	長期借入金	1,200,000
車両及び運搬具	5,984	繰延税金負債	157,000
工具・器具及び備品	12,792	再評価に係る繰延税金負債	48,964
土地	311,119	退職給付引当金	91,930
リース資産	810	その他の固定負債	4,300
建設仮勘定	2,260	負債合計	7,070,381
無形固定資産	(305,281)	〔純資産の部〕	
借地権	188,282	株主資本	(6,450,900)
電話加入権	799	資本	(1,000,914)
ソフトウェア	116,198	資本剰余金	(692,170)
投資その他の資産	(2,877,126)	資本準備金	645,678
投資有価証券	1,850,314	その他資本剰余金	46,491
関係会社株式	880,086	利益剰余金	(5,079,897)
関係会社出資金	29,960	利益準備金	217,110
長期貸付金	9,378	その他利益剰余金	4,862,787
長期未収入金	35,834	別途積立金	1,900,000
長期前払費用	15,098	繰越利益剰余金	2,962,787
その他の投資	99,427	自己株式	(△322,082)
貸倒引当金	△42,973	評価・換算差額等	(799,359)
資産合計	14,392,943	その他有価証券評価差額金	726,039
		繰延ヘッジ損益	△37,625
		土地再評価差額金	110,945
		新株予約権	(72,301)
		純資産合計	7,322,561
		負債純資産合計	14,392,943

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,159,888
売上原価		12,574,264
売上総利益		2,585,624
販売費及び一般管理費		2,894,289
営業損失		308,664
営業外収益		
受取利息	81,949	
受取配当金	482,839	
その他の	25,646	
営業外費用		590,435
支払利息	27,571	
社債利息	3,380	
為替差損	124,410	
その他の	930	
経常利益		156,292
特別利益		125,477
固定資産売却益	803	
投資有価証券売却益	33,003	
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		159,284
法人税、住民税及び事業税	47,403	
法人税等調整額	△20,548	
当期純利益		26,855
		132,429

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社 三栄コーポレーション
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 寛 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三栄コーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三栄コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社 三栄コーポレーション
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

鶴見

寛

Ⓔ

公認会計士

山田

大介

Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三栄コーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査計画、職務の分担等に従い、内部監査室及びその他内部統制所管部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、重要な決裁書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社三栄コーポレーション監査等委員会

常勤監査等委員 清水 誠二 ㊞

監査等委員 今井 靖容 ㊞

監査等委員 水上 洋 ㊞

(注) 監査等委員今井靖容及び水上洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員(5名)が任期満了により退任となります。つきましては、取締役会において機動的に経営の意思決定が行えるよう1名減員し、監査等委員でない取締役4名の選任をお諮りするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案の内容に異議がない旨のご意見をいただいております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです（※印は新任の候補者）。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	みず こし まさ き 水 越 雅 己 (1957年4月18日生)	1981年4月 住友商事(株)入社 2004年6月 (株)オリエンタルダイヤモンド 代表取締役社長 2004年10月 (株)トレセンテ代表取締役社長 2014年5月 当社入社 2015年1月 当社営業本部長補佐 当社家具事業部長 2016年6月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役 2020年6月 当社常務取締役 当社営業本部副本部長 2022年1月 当社代表取締役社長(現)	23,200株
<p>〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 水越雅己氏は、2015年に家具事業部長に就任、当社の代表的な事業の一つである家具事業の国内外における更なる発展に主体的に取り組み、優れた経営手腕を発揮しました。2017年には当社取締役に就任、また、2022年1月には、当社を取り巻くビジネス環境が大きく変容する中、新しいビジネスの創造、および次の10年を見据えた事業展開を担うリーダーとして、代表取締役社長に就任しております。以来、これまで培った卸売り、小売り、eコマース等を含む多彩な商社経験や高い知見、また、前職までの豊富なマネジメント経験も活かしながら、当社グループ事業のさらなる成長と収益基盤強化に向けて、社長としての職務と責任とを誠実かつ適切に遂行しております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
	こばやし のり ゆき 小林 敬 幸 (1956年8月23日生)	1980年4月 当社入社 2003年6月 当社執行役員 2004年6月 当社取締役 2008年4月 当社営業本部長 2009年1月 当社常務取締役 2010年1月 当社専務取締役 2011年1月 当社代表取締役社長 2022年1月 当社代表取締役会長(現)	32,410株
2	<p>〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕</p> <p>小林敬幸氏は、入社以来、海外事業を中心に営業部門に従事し、その豊富な国内外の業務経験に基づき卓抜した実績を挙げ、2004年に取締役、2011年に代表取締役社長に就任しました。2015年度には当社グループ歴代第2位の連結売上高と同第1位の連結経常利益を実現するなど、長期にわたり優れた経営手腕とリーダーシップを発揮しました。2022年1月には代表取締役会長に就任、引き続き当社グループ事業の持続的な成長と発展に向けた経営を力強く推進しています。営業面のみならず経営管理面の強化にも大所高所から指導力を発揮するなどバランス感覚にも優れており、当社の経営者として相応しい人格・グローバルな企業経営に関する卓越した知見を有しています。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	たか はし てつ や 高橋哲也 (1962年1月9日生)	1984年4月 (株)東京銀行(現株)三菱UFJ銀行)入行 2009年11月 (株)三菱東京UFJ銀行(現株)三菱UFJ銀行)台北支店長 2011年8月 同社国際コンプライアンス統括部長(特命) 2012年1月 同社国際管理部長 2012年5月 同社国際オペレーション統括部長 2015年10月 当社入社 当社関連事業本部長補佐 2016年9月 TRIACE LIMITED 董事総経理 2017年4月 三暉国際貿易(上海)有限公司 董事長(現) 三栄貿易(深圳)有限公司 董事長(現) 三栄洋行有限公司 董事長(現) 2017年6月 当社執行役員 当社管理本部副本部長 2019年3月 TRIACE LIMITED 董事長(現)兼総経理 2019年6月 当社取締役(現) 当社管理本部長・当社CCO 2021年4月 台湾三栄貿易股份有限公司 董事長(現) 2022年4月 当社総務・人事本部長(現)	7,300株
<p>〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕</p> <p>高橋哲也氏は、入社以来、前職における豊富な海外業務経験やマネジメント経験を活かし、海外関係会社や管理本部において、経営管理のグローバル態勢強化に精力的に取り組んで参りました。2019年に取締役に就任、管理本部長およびチーフ・コンプライアンス・オフィサーとして、財務戦略・リスクマネジメント・内部統制・ガバナンス態勢の更なる強化に向け優れた経営手腕を発揮すると共に、2022年4月からは総務・人事本部長として人事政策全般を統括する重責を果たしております。また、ブランド事業を展開する国内関係会社の管掌役員として、事業再編や収益改善にも意欲的に取り組んでいます。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	※ <small>こう たき じゅん や</small> 上 瀧 準 也 (1961年12月20日生)	1986年4月 ニチメン(株) (現双日(株)) 入社 2009年2月 双日新潮服装有限公司(香港) 董事長 兼上海代表処主席代表 2014年1月 双日インドネシア 取締役繊維部長 2018年2月 当社入社 当社参与 家具事業部事業部長補佐 2019年4月 当社参与 家具事業部副事業部長 2021年2月 当社参与 家具事業部副事業部長兼 マレーシア三栄社長(現) 2021年12月 当社顧問 家具事業部副事業部長 2022年1月 当社顧問 家具事業部長(現)	2,400株
<p>〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕</p> <p>上瀧準也氏は、入社以来、家具事業に従事しており、前職における豊富な海外マネジメント経験と優れたバランス感覚を活かして、家具事業の業容拡大に手腕を発揮しています。2021年からは、マレーシア三栄社長として、自社工場の運営を軌道に乗せると共に、アジアの戦略拠点としての地位確立に貢献してきました。また、2022年には家具事業部長に就任、同事業の更なる成長・発展に向けて、国内外の関係会社を含めた家具事業全般を統括、牽引する重責を担っております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、同氏を取締役候補者とするものであります。</p>			

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、水越雅己氏、小林敬幸氏、高橋哲也氏および上瀧準也氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を当社が適当と判断する内容で継続および締結する予定です。
- 3.当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の被保険者の範囲は役員等であり被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害（損害賠償金および争訟費用）を補償します。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員(3名)が任期満了により退任されますので、新たに、監査等委員である取締役3名の選任をお諮りするものであります。

なお、本議案については監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです（※印は新任の候補者）。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	しみず せいじ 清水 誠二 (1955年10月6日生)	1978年4月 (株)東京銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2004年4月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 市場事務部長 2007年6月 当社入社 当社管理本部長 当社執行役員 2008年6月 当社取締役 当社CCO 2011年3月 三栄興産(株)代表取締役社長 2013年6月 当社常務取締役 2019年6月 当社取締役監査等委員(現)	23,700株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 清水誠二氏は、長年に亘り、当社および当社グループの管理部門を統括する管理本部長およびチーフ・コンプライアンス・オフィサーとして、コンプライアンス経営の推進、内部統制システムの整備・運用状況の改善に努めるとともに、攻めと守りのガバナンス態勢の構築と実践的な運用に向けて、真摯かつ精力的に取り組んでまいりました。現在は常勤監査等委員として、取締役会の実効性向上や取締役の業務執行を監督する環境の整備等に関して、積極的に種々提言を行うなど、その重責を果たしております。バランス感覚に優れ、誠実かつ慎重な人柄であることに加えて、進取の精神も旺盛であり、経営者としての客観的且つ公平な視点も持ち合わせております。こうしたことに鑑み、当社のガバナンス態勢のさらなる向上のため、同氏を常勤の監査等委員である取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
	※ <small>すぎ た ゆき え</small> 杉田雪絵 (1965年5月19日生)	2001年10月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入社 2005年 4月 公認会計士登録 2018年10月 杉田公認会計士事務所設立同代表(現) 2019年11月 (株)みおぎアドバイザー代表取締役(現) 2020年 3月 中野冷機(株)社外監査役(現) 2021年 8月 (株)NEXT EDUCATION社外取締役 (監査等委員)	0株
2	<p>〔監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕</p> <p>杉田雪絵氏は、長年に亘り、公認会計士として財務会計アドバイザー業務や監査業務に加えて、企業内研修や外部セミナーの講師を務めるなど、財務・税務に関する多面的で豊富な経験および知見を有しておられます。また、社外役員としての経験も豊富であり、業務執行に対する中立的・客観的な視点から取締役の職務執行に対する監督と幅広い経営的視点から経営全般に関する前向きな助言等、適切な役割を果たして頂くことを期待することから、監査等委員である社外取締役候補者と致しました。なお、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性判断基準に加えて、当社が独自に定める独立性判断基準を全て満たしていることから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員としての役割も担って頂きます。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	※ やま ざき ゆう いち ろう 山 崎 雄 一 郎 (1969年3月12日生)	1995年4月 弁護士登録 奥野法律事務所 2000年9月 三羽・山崎法律事務所パートナー弁護士 2004年4月 明治大学法科大学院客員助教授 (2006年特任助教授、2007年特任教授、2023年特任教授) 2007年12月 東京都杉並区建築審査会専門調査員 2008年9月 隼あすか法律事務所パートナー弁護士 2009年5月 エー・シー・エス債権管理回収(株) 取締役弁護士 2012年1月 みとしろ法律事務所代表弁護士(現) 2012年4月 最高裁判所司法研修所教官 2016年4月 東京家庭裁判所調停委員(現) 2016年4月 サイバー大学IT総合学部客員教授(現) 2017年6月 (公社)日本PTA全国協議会監事 2017年10月 司法試験審査委員・司法試験予備試験 審査委員 2018年4月 埼玉県所沢市いじめ問題対策委員(現) 2019年4月 防衛医科大学校非常勤講師 2020年10月 司法試験予備試験審査委員 2022年5月 イオンプロダクトファイナンス(株) 社外取締役(現)	0株
<p>〔監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕</p> <p>山崎雄一郎氏は、長年に亘る弁護士および大学教授としての経歴を通じて、企業法務や債権管理に加えてコンプライアンスに関する高度な専門知識と豊富な法曹経験および知見を有しておられます。また、社外役員としての経験も豊富であり、業務執行に対する中立的・客観的な視点から取締役の職務執行に対する監督とコンプライアンスの観点から経営全般に関する助言等、適切な役割を果たして頂くことを期待することから、監査等委員である社外取締役候補者と致しました。なお、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性判断基準に加えて、当社が独自に定める独立性判断基準を全て満たしていることから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員としての役割も担って頂きます。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉田雪絵氏、山崎雄一郎氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、当該

定款の定めに基づき、当社と、杉田雪絵氏および山崎雄一郎氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。

4. 当社は、本議案が原案どおり承認され、取締役役に就任した場合には、清水誠二氏、杉田雪絵氏および山崎雄一郎氏の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を当社が適当と判断する内容で継続および締結する予定です。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の被保険者の範囲は役員等であり被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害（損害賠償金および争訟費用）を補償します。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考> 取締役選任・指名の方針

- ・当社は、監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とします。
- ・監査等委員でない取締役については、会社経営や当社の事業に精通し、業務執行取締役として、当社に貢献でき、かつ、人格・識見に優れている人物とします。
- ・監査等委員である取締役については、経営の監視・監督機能を担う役割を果たすとともに、会社の企業活動に助言を行なうことができる人物とします。
- ・社外取締役については、法律・財務・会計・会社経営などの専門的知識や経験があり、優れた人格・識見を有する人物から2名以上選ぶこととします。
- ・社外取締役を選ぶにあたっては、会社法に定める社外取締役の要件、東京証券取引所の定める独立性判断基準および2018年9月28日に取締役会で承認された当社独自の独立性の判断基準のいずれにも反しない人物の中から、当社に相応しい人物を選ぶこととします。
- ・取締役会の構成としては、経営企画、営業部門、管理部門など、当社の事業運営に関わる専門的な識見・能力を有する取締役と、2名以上の社外取締役により取締役会を構成することを基本とします。
- ・監査等委員会の構成としては、社内・社外を問わず、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任することを基本とします。
- ・多様性を重視した取締役の選任を実現するため、外国人や男女による差別は行いません。
- ・透明性や公正性の高い決定プロセスとするため、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえて、定時株主総会に上程する取締役候補者を取締役会決議により決定します。

〔スキル・マトリックス〕

当社グループでは、「くらしに、良いものを。」をテーマに、生活用品の取扱いを事業の軸に置き、グローバルなネットワークと優れたサプライチェーン体制の下で、商品の企画・製造・生産管理・物流・アフターサービスまで一貫して支援・提供する「OEM事業」と、国内外の秀逸なブランドあるいは当社固有のブランド商品を販売する「ブランド事業」という2つのビジネスモデルを展開しています。これらのビジネスを展開し、当社グループの企業価値を持続的に高めていくために、当社では取締役が備えるべきスキルとして、以下のスキルを特定いたしました。取締役の候補者選定にあたっては、取締役会全体として、当該スキル構成に極端な偏りが生じないようバランス、多様性を考慮してまいります。

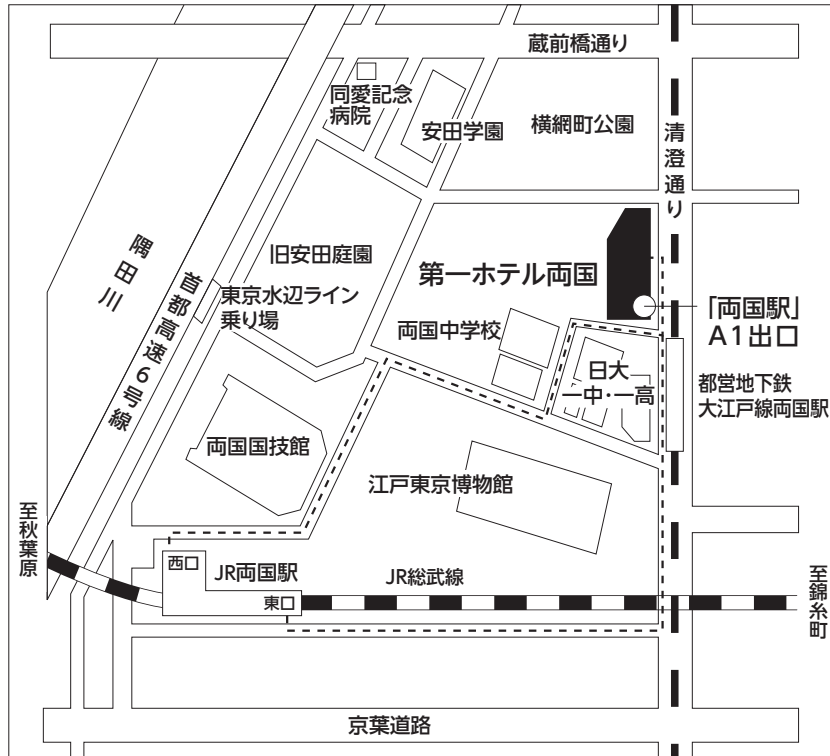
〔2023年6月29日開催の定時株主総会の取締役選任議案が承認されたのちの経営体制〕

スキル	グローバル・マネジメント	財務・会計	法務・リスクマネジメント	サステナビリティ	マーチャンダイジング	マーケティング	サプライチェーン・マネジメント	ヒューマン・リソース
説明	国内外における企業経営、事業運営の経験	財務会計や経理、ファイナンスなどの経験と知識	法律の知識やリスクマネジメントの経験と知識	ESGに配慮した事業展開、環境への理解(作り手・商品提供者の責任として、地球の環境、人々の健康を守ることを実践すること)	経営ビジョンに掲げる「くらしに、良いものを。」を体現する生活用品業界における知識・経験。特に部材の調達力、商品開発力	秀逸なブランドを発掘する目利き力、ブランディング強化や新ブランドの市場投入の経験・知見	工場(製造・品質管理)から物流・店舗運営・小売まで一貫したサービスをグローバルな視点で提供する知見・経験	人事・人材開発、労務の経験と知識や多様性に対する理解と知見
水越 雅己	○			○	○	○	○	
小林 敬幸	○			○	○	○	○	
高橋 哲也	○	○	○			○		○
上瀧 準也	○			○	○	○	○	
清水 誠二 (監査等委員)	○	○	○					○
杉田 雪絵 (監査等委員)		○						
山崎 雄一郎 (監査等委員)			○					

以上

株式会社三栄コーポレーション
第74回 定時株主総会
会場ご案内図

〒130-0015 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階「北斎」
電話 (03) 5611-5211 (代表)



[交通のご案内]

- J R 総武線「両国」駅東口・西口より徒歩約8分
- 都営地下鉄大江戸線「両国」駅A1出口直結



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。